

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集の実施結果について

平成 27年11月6日
環境省水・大気環境局
大 気 環 境 課

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・ 関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）及び環境省ホームページに掲載
- ・ 記者発表

(2) 意見募集期間

平成27年9月15日（火）～平成27年10月15日（木）

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又はインターネット

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局大気環境課

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数：1通

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方

御意見※	御意見に対する考え方
<p>これにつきましては、支那の影響が、かなり大きいと感じていますので、ちょっと難題で、このことについての、定義から明確にするべきです。</p>	<p>御指摘のとおり、地球全体での水銀排出量の削減のためには、世界全体での取組が必要であることから、「水銀に関する水俣条約」が採択されたものです。このうち水銀の大気排出については、同条約第8条の規定において、「利用可能な最良の技術」及び「環境のための最良の慣行」の利用等による規制が締約国に義務付けられています。</p> <p>なお、我が国の取組として、開発途上国における水銀大気排出抑制に関する技術支援を行っていく必要があると考えます。</p>

※いただいたご意見をそのまま掲載しています。